

特定秘密関連

○ 事案の経緯

- 本年4月及び7月、防衛省が、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案及び特定秘密に係る手続に瑕疵があった事案を公表。7月の公表後、衆議院及び参議院の情報監視審査会が勧告を発出。
- 8月、勧告を踏まえ、他の行政機関から転入した職員への適性評価の実施状況について改めて全省的な点検を実施。その結果、防衛装備庁を含む他の行政機関から転入した職員が適性評価未実施のまま特定秘密を取り扱った事案などを確認。（異動関連事案）
- 7月の公表時に既に把握していた2件の案件について、省内のネットワーク上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存されていた事案（共有フォルダ事案）、陸自システム通信・サイバー学校で特定秘密文書が誤廃棄された事案（学校事案）を確認。
- 空白第4収集隊で特定秘密の音声情報が許可なく録音された事案（4収隊事案）を新たに確認。
- いずれの事案についても特定秘密の部外への流出は確認されていない。

○ 事案の概要

① 異動関連事案

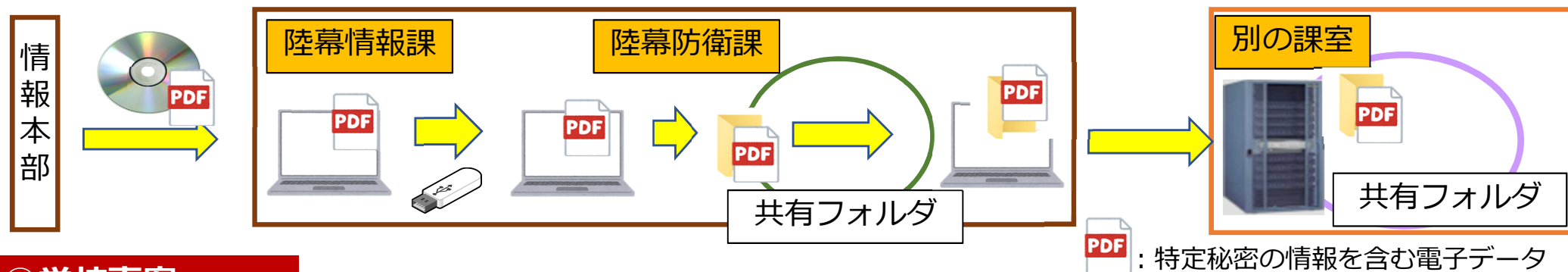
- 他の行政機関からの転入後の特定秘密の取扱い状況について確認した結果、以下の事案を確認。

状 況	内局	陸自	海自	空自	統幕	情本	北関東 防衛局	合計
適性評価未実施のまま、特定秘密の取扱い （特定秘密保護法上の漏えい。部外へ流出なし）	0	27	4	0	1	0	0	32
適性評価未実施のまま、特定秘密取扱職員に指名 （特定秘密の取扱いはなく、手続に瑕疵）	1	38 (※)	17	6	5	1	1	69

（※）他の行政機関からの転入者ではない者が特定秘密取扱職員に指名されていた1件を含む。

②共有フォルダ事案

- 令和3年3月頃、特定秘密の電子データが陸幕内で共有フォルダに複製。当該データは陸幕防衛課の職員のパソコンに複製された後、令和4年10月に別の課室の共有フォルダに複製され、本年6月まで存置。特定秘密保護法上の漏えいがあったものと評価。



③学校事案

- 本年6月、陸自システム通信・サイバー学校において、令和元年9月に交付された特定秘密文書1件が所在不明であることが発覚。当該文書は、適正な手続なく保管された後、誤廃棄されたことが判明。
- 担当者は受領書を偽造したため、9月に警務隊が有印公文書偽造等で逮捕・送致

④4収隊事案

- 本年8月、空自第4収集隊の幹部自衛官が特定秘密を含むブリーフィング内容をICレコーダーに録音して聞き直すよう複数の部下に指示しているとの通報があり、調査の結果、数名が実際に録音していたことが判明

○ 今般の懲戒処分等

- ①異動関連事案及び②共有フォルダ事案については、懲戒調査中
- ③学校事案は、懲戒処分：2名（停職1名、減給1名）、訓戒等：1名（口頭注意1名）
- ④4収隊事案は、懲戒処分：2名（減給1名、戒告1名）、訓戒等：2名（注意1名、口頭注意1名）

- 本事案を含め、これまでの特定秘密の情報保全事案について、広く事案の原因分析を行ったところ、
①部隊運用と情報保全の乖離、②総花的・画一的な教育など保全教育の在り方、③制度の運用不備及び活用不足、④保全業務の現場におけるヒューマン・エラーへの対応不足、⑤防衛省における情報保全業務体制の不備、が考えられる。
- 特定秘密等の保全事案が頻発している防衛省として、これまでの再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかという問題意識を持ちつつ事案の調査を実施。その上で、再発防止策の策定に当たっては、真に実効性のある再発防止策を構築

- ① 部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討：
部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないかについて、検証、制度改正等を実施。
- ② 情報保全意識の向上及び情報保全教育の抜本的改善：
被教育者のレベルや役職に応じた教育の実施及び確認試験等を通じた情報保全教育を徹底
- ③ 既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正：
特定秘密取扱職員の確実な指名及び適性評価の迅速な実施、定期検査などの運用改善
- ④ 総合秘密保全システム（仮称）によるヒューマン・エラーの局限：
適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの一部運用を今年度中に開始
- ⑤ 防衛省における情報保全業務体制の強化：
大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務のタスキング、外部有識者会議の設置などを行い、体制を強化
- ⑥ 特定秘密の漏えい事案等発生時の対応：
特定秘密漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置を規則化。
また、漏えい事案発生時には、引き続き、速やかに衆・参情報監視審査会に報告し、対外公表